

令和 7 年度宮崎県介護テクノロジー導入支援事業 Q&A

補助対象事業者について		
問1	Q どのような事業所が補助対象となるか。	A 以下の介護事業所・施設等が補助対象となります。 ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。） ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
問2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されます。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、2つの事業所を対象にしているにも関わらず、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、補助目的外とならないようお願いします。
問3	法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。	補助対象事業者は、宮崎県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者のため補助対象となります。
補助対象期間について		
問4	補助対象となるには、いつまでに事業を完了すればよいか。	県が交付決定をした後に、令和8年1月30日までに契約、発注、納品、導入の全てを完了する必要があります。それ以外のものについては補助対象外になります。
問5	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	お見込みのとおりです。補助金額については、使用権の期間ではなく、使用権を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用権が複数年の介護ソフトであっても、令和7年度に全額を支払った場合は全額が補助対象となります。一方で、支払金額が1年分であれば、1年分の金額が補助対象となります。
問6	クラウドサービスを導入する場合に、いつでも解約が可能な月額料金を支払う形式ではなく、5年間の使用契約とし、当該年度に一括して5年間分の使用料を支払う場合、初年度に全額を補助対象経費としてよいか。	補助対象経費として差し支えありません。
補助対象経費について		
問7	どのような介護テクノロジーが補助対象となるのか。	経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等が対象となります。 なお、原則として（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」において、「介護テクノロジー」として選定されている機器を補助対象とします。 <福祉用具情報システム>（掲載先URL） https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php
問8	「福祉用具情報システム（TAIS）」に「介護テクノロジー」として選定された機器は全て補助対象となるのか。 また、いつまでに選定されている必要があるか。	お見込みのとおりです。 また、要望調査の応募期限である令和7年9月3日（水）までに「福祉用具情報システム（TAIS）」に「介護テクノロジー」として選定されている必要があります。 なお、「介護テクノロジー」として選定されている必要があり、「福祉用具情報システム（TAIS）」に掲載されているだけでは対象機器となりませんのでご注意ください。
問9	「福祉用具情報システム（TAIS）」に「介護テクノロジー」として選定されていない機器について、対象かどうか確認したい。	介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながるかと判断されるものについては、「その他」機器として補助対象となります。 特定の機器について確認したい場合は、別紙の質問票へ必要事項を入力の上、メールにて送付ください。
問10	「その他」と認められる機器にはどのような機器があるか。	「その他」と認められる機器の例は以下のとおりです。 ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等） ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する危機（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵庫機能を備えた配膳車や配膳ロボット等） ・生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボート等） ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末
問11	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムのほか各種チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となるのか。	職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象となります。

問12	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援において、「連動することで効果が高まる」とあるが、どのように判断するのか。	「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できるものについて、パッケージ型導入支援の対象となります。 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例： ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等
問13	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。	介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できる機器であれば、一気通貫の環境が実現されていなくても補助対象となります。
問14	転記不要（一気通貫）の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。	お見込みのとおり。なお、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となります。
問15	宮崎県が交付決定するより前に購入した介護ソフト等も補助対象になりえるか。	県が交付決定する前に購入、発注等した場合の経費については、補助対象外になります。
問16	一気通貫のクラウドサービスを導入する場合に、本契約前に3か月の無料お試し期間がある場合は、交付決定日以降に本契約をするのであれば、無料お試し期間を利用しても問題ないか。	問題ありません。本契約及び費用の発生が、交付決定日前の場合は補助対象外になります。
問17	使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトを導入済で、使用权の期限が切れるにあたり、再度使用权を購入する場合は、補助対象か。	既に導入済の介護ソフトの使用权が切れた場合で、単に再度使用权を購入する場合は、現在使用している介護ソフトの継続使用であり、補助対象外です。
問18	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問介護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」に対応するための改修
問19	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
問20	令和6年度事業で補助対象としていた「保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策等）」について、付帯費用に含まれるか。	機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
問21	補助要件の一つに「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるが、データの連携実績が必須か。	利用を開始していれば補助要件は満たしているため、実績があることは必須ではありません。
問22	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。
問23	テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	原則として同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。
問24	インカムのイヤホン・マイクは補助対象となるか。	インカムのイヤホン・マイクについては、インカムの導入台数分まで補助対象となります。
問25	ノートPCやタブレット等の情報端末、Wi-Fi環境整備は補助対象となるか。	ノートPCやタブレット等の情報端末、Wi-Fi環境整備などの介護テクノロジー機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。すでに介護ソフト等を導入しており、パソコンやタブレット端末のみの導入やWi-Fi環境を整備を行う場合は補助対象外となります。
問26	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を導入する場合は補助対象となるか。	補助対象として認められません。
問27	介護テクノロジー導入の際の工事費を補助対象とすることは可能か。また、メーカーからの機器説明にかかる費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象とすることは可能か。	いずれも補助対象とすることは可能です。
問28	導入予定機器の送料は補助対象となるか。	補助対象外となります。
問29	ナースコールは補助対象となるか。	ナースコール本体（基幹線）の費用は補助対象ではありません。ただし、見守り機器等を導入する場合で、ナースコールと連動させるための中継ユニットやその工事にかかる経費（連動や動作に必要な不可欠な部分のみ）は補助対象となります。ナースコールの子機（呼び出しボタン）は補助対象となりません。
申請について		
問30	介護ソフトについては、職員数に応じて補助上限額が決められているが、職員数に含めて良い職種は何か。	職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えありません。 また、職員数は申請時点における常勤換算方法により算出された人数としますが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）として差し支えありません。
問31	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがない場合どうすればよいのか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。
問32	過去にICT導入補助金の補助実績がある事業所がパッケージ型導入支援の申請は可能か。	過去に補助実績がある事業所であっても、過去と異なる業務改善計画であれば可能です。

補助要件について		
問33	業務改善計画を作成することとされており、その作成や取組の実施にあたっては、原則として県が設置するひなた介護DX支援センターへ相談するものとされているが、どのように相談すればよいのか。	採択された事業者へ別途通知します。
問34	ひなた介護DX支援センターが実施する研修を受講することとされているが、どのように受講すればよいのか。 また、受講する時期はいつでもよいのか。	受講方法については、採択された事業者へ別途通知します。 また、受講時期について、原則として介護テクノロジー等の導入前に受講するようにしてください。
問35	要綱の別表1に記載されている「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とし」とあるが、どこかのウェブサイトに価格が表示されていればいいのか。	製造メーカーや販売会社のHP、カタログ等実際の販売価格が掲載されていることを想定しています。
問36	SECURITY ACTION の宣言は、法人単位で申し込むのか、事業所単位で申し込む必要があるのか。	SECURITY ACTION の宣言については、事業所単位で法人番号を有していない場合は法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。
問37	SECURITY ACTION 対象外の場合は、セキュリティ対策を講じる必要はないのか。	対象外の事業所については、SECURITY ACTION と同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言してください。
問38	業務改善計画様式の「SECURITY ACTION自己宣言」については、どのような手順で申し込めばよいのか。	以下のHPを参照の上、事業所単位で申し込んでください。 ・「SECURITY ACTION」 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ ・「SECURITY ACTION自己宣言者サイト」 https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。